

～先端設備導入計画で固定資産税3年減免を！～

平成30年度税制改正の目玉の一つ、**固定資産税の3年間優遇税制**が、6月スタートしました。新法である『生産性向上特別措置法』による支援の開始です。現行の『経営力向上税制』（平成29年10月発行第44号参照）と非常に近い優遇内容ですが、経営力向上税制が平成31年3月で終了することから、その『後継税制』として注目です。固定資産税の優遇については、新しい制度のほうが厚いです。

この新法により優遇を受けるためには、タイトルにもある『**先端設備導入計画**』の策定が必須です。今号では、その新制度のメリットと適用にあたっての注意点をまとめました。

I 先端設備導入計画のメリットは？

1. 税制措置(固定資産税の3年間の優遇)

中小企業者等が適用期間内(H33.3.31まで)に市区町村から認定を受けた「先端設備導入計画」に基づき、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備にかかる**固定資産税が3年間にわたってゼロ～1/2**となります。**(ほとんどの自治体がゼロになる見通し)**。なお、現行の経営力向上計画は、一律で1/2です。

2. 金融支援

信用保証協会の普通保険等と別枠での保証が受けられます。

3. 予算支援

ものづくり補助金・小規模事業者持続化補助金・IT導入補助金等で、審査上の加点要素となっています。

II 注意点

経営力向上計画と似ている本制度ですが、以下の点で大きく異なりますので注意が必要です。

1. 導入計画認定まで設備の導入ができない。

経営力向上計画では例外措置として、設備導入後の申請も認められましたが、先端設備導入計画ではそのような例外措置がないことに注意が必要です。

2. 自治体によって取り扱いが違う

本計画は市区町村に提出することになりますが、自治体によって固定資産税減免の率が違ったり、そもそも取り扱いがない場合もあります。自治体に確認の上、検討をする必要があります。

なお、本社所在の自治体でなく、設備を設置する自治体に申請するという点に注意して下さい。

3. 認定支援機関の事前確認が必須

4. 設備投資にかかる即時償却・税額控除制度は、対応していない。

経営力向上税制では、設備投資に対して法人税の即時償却や税額控除の優遇が制度上あります。しかし、新法では対応していません。したがって、平成31年3月までは、先端設備導入計画と合わせて経営力向上計画を作成しないと、優遇税制をフルに利用できません。

～号外 『ものづくり補助金』二次公募について～

平成29年度補正予算ものづくり補助金の一次公募の採択が6月29日に発表されました。採択数は29年度比で**55%増の9,518件と大幅に増加しました(申請数は17,275件で採択率55.2%)**。二次公募について**7月中旬**に公募開始がされるのではないかと予測されています。ものづくり補助金は書類作成量などから、公募開始前からの準備が望ましいです。興味ある方はお早めに取引金融機関や弊社までご相談下さい。